公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第７１号
群馬県太田市藤阿久町100番地９号、前住所群馬県太田市藤阿久町498番地７
債務者　齋藤　繁次
1　決定年月日時　平成26年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原　貴志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月11日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第２２０２号
大阪府東大阪市大蓮南２丁目21番２号
債務者　大昭製作所こと　大久保春昭
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　麻友
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月１日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４０３号
大阪府寝屋川市豊里町１番７―912号
債務者　清藤　剛史
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木晋輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８９号
広島市東区光町２丁目５番７―406号
債務者　西野清光こと　曹　　城鐘
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高尾　靖浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３２２号
広島市南区京橋町９番15―501号
債務者　Ｂａｒ　メイフォアこと　奥原　智明
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多和　宙優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５３６号
福岡市中央区小笹２丁目10番40―902号
債務者　近藤　智大
1　決定年月日時　平成26年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜田　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８０３号
福岡市博多区千代２丁目13番16号
債務者　中山　　茂
1　決定年月日時　平成26年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十川　伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８３４号
福岡市東区松田３―10―20―103、住民票上の住所福岡県宗像市公園通り３丁目22番９号
債務者　青木　康洋
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊黒　忠昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５９号
長野県千曲市大字森1258番地２
債務者　宮川　正人
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武井　美央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月27日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第４６１号
神戸市北区泉台３丁目14番地の１　ハイム北鈴蘭507号
債務者　松本　　聡
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉浦　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月３日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２３９７号
大阪府高槻市上土室４丁目５番３―406号
債務者　久保　秋子
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　俊明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４０６号
大阪市西区江戸堀２丁目３番11―603号
債務者　お食事処「はいがってん」こと　岡田眞紀子
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９４４号
神戸市中央区東川崎町１丁目３番９―109号
債務者　武田　典之
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸田　洋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６３号
宮城県大崎市古川楡木字松任江１―１　ユーフル11―203号、住民票上の住所宮城県本吉郡南三陸町志津川字助作85番地５
債務者　大槻　和人
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅原　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第１６２号
愛媛県松山市谷町106番地３
債務者　脇田　　寿
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越智　顕洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月９日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２３６１号
大阪府八尾市渋川町７丁目３番63号
債務者　平野自動車工業所こと　金丸富貴雄
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部